

第 1 7 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 1 1 月 9 日

上富良野町農業委員会

第17回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成24年11月9日(金) 午後1時30分から午後1時57分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈	8	杉本 隆一
9	岡和田 淳	10	石橋 信次	11	富田 成一
12	青地 修	13	中瀬 実		

4 欠席委員 2名

席順	委員名
4	一色 悟
7	井村 昭次

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員・説明員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主査	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

8 会議の概要 開会(午後1時30分) (着席)

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会宣言

局長 只今より、第17回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
5番 館尾 雄治 委員に合わせご唱和ください。

局長 「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。
定数に達しておりますので、これより第17回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 **日程第1 会議録署名委員の決定**は、会議規則第13条第2項により議長において、8番 杉本隆一 君、
9番 岡和田淳 君を指名いたします。

議長 **日程第2 報告第1号「農地法第5条の諮問の答申について」**の件を議題といたします。

報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 農地法第5条の諮問の答申を報告いたします。「報告第1号朗読」

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 **日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」**の件を議題といたします。

報告第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった貸主 ○○○○、借主 推定
相続人 ○○○○ について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議長 報告第2号について、発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議長 **「日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」**の件を議題といたします。諮問第1号
を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 先程の報告第2号ですが、借主推定相続人となっておりますが、前経営主は○○○○さんで○○○○さん
のお父さんになります。亡くなられて今息子さんに相続中という事でこのような表記になってござ
います。

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。公益財団法人農業公社ほか2組合から、下記のとおり利用権
の設定（賃貸借権6件）についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤
強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めるに

あたり貴会の意見を求める。平成24年11月9日提出 上富良野町長 向山 富夫。

この件については、6月8日開催第12回農業委員会総会で審議し、農地利用集積計画「所8番から所12番」の答申をいたしました。その後、9月9日開催第15回農業委員会総会で農業公社との買入協議実行の決定いたしました。この度、農業公社と農地保有合理化促進事業の担い手支援タイプによる買入が成立いたしましたので、「所18番から所23番」に集積計画の改定をするものです。

審議の参考資料として、第12回、第15回、6月と9月の総会の議案を添付いたします。

以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。委員によります補足説明は、第12回総会の審議の際に説明されていますので、質疑に入ります。 質疑は、ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所18番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所19番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所20番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所21番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所22番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所23番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 **日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」**の件を議題といたします。

議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人

〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇について同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成24年11月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断さ

れます。審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読いたします。

議 長

議案第1号について、提案に関する補足説明をお願いします。3番 白井 委員。

白井委員

3番 白井です。議案第1号について、補足説明をいたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子関係でございます。〇〇さんから経営移譲を何年か前に受けられて平成3年から使用貸借をしています。場所は、〇〇〇の宅地の周りでございます。慎重審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これをもって、提案に関する補足説明を終わります。

これより、議案第1号の質疑に入ります。発言は、ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

これをもって質疑を、終了いたします。これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第6 議案第2号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

議案第2号を、事務局が説明をいたします。 「事務局」

事務局

議案第2号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった譲渡人〇〇〇〇、譲受人 上富良野町長 向山富夫 ほかに2件について審議を求めます。

平成24年1月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。

1番、2番、3番は、一体として利用するクロスカントリースキークースの設置を目的とした申請です。農業振興地域内にある農地ですが、冬季の降雪期間のみスキークースとして使用することから、一時転用目的に問題はないと考えます。また、中山間地直接払制度の対象地は使用しないコースの設定になっていますので、補助制度に影響は及ばないものです。

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長

議案第2号1番、2番、3番について、提案に関する補足説明をお願いします。6番 井村悦丈委員

井村委員

6番井村です。1番、2番、3番のご説明をいたします。経過と致しまして、毎年教育委員会が設置してコース管理をしています。クロスカントリースキー愛好者が利用しています。

利用方法ですが、〇〇〇公園を発着地点として、キャンプ場から〇〇さんと〇〇さんの畑を通り、東に向かう高台の約2kmのコースです。コース造成は、降雪後に畑の作物に影響が及ばない積雪になってから圧雪車で行われます。以上です。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。発言はありますか。

青地委員

一つ聞きたいのですが、中山間地域にもし、入っていたら中山間地域に出来ないのか。

局 長

中山間地域に入っていると、一時転用すると事業から外されてしまっても町全部が補助対象からはずされてしまいます。それで土砂採取とか一時転用と同じで、一時転用に変わりはないので中山間対象地で一時転用はできないことになっています。

青地委員

そうなんだ。厳しいですね。

議 長

一時転用が駄目だということであれば、冬期間の作物を作っていないときも一時転用はだめだということで、中山間の直接払いの対象地になっていけば、町の利用ということでも出来ないということですね。

青地委員

冬季間の使っていないときの一時転用も駄目なんだ。

局 長

一時転用は、駄目という事です。

議 長

厳密に上富良野は、専用のコース設けてやっているけど。ほかのところは、やっていないところもある

ようですが。

局長 ほかの町のことは分かりませんが、上富良野の場合は冬期間ずっとここに設置しますので、一時転用の許可を受けることにしています。

議長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。
議案第2号は、関連がありますので1番、2番、3番を一括して採決いたしたいと思います。採決の方法に、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 なければ、議案第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。第17回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後1時57分

上記、第17回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成24年11月9日

上富良野町農業委員長 中瀬 実 ㊞

上富良野町農業委員 杉本 隆一 ㊞

上富良野町農業委員 岡和田 淳 ㊞